

議第103号 京都市地域コミュニティ活性化推進条例の制定についての一部を次のように修正する。

第6条第1項中「よう努めなければならない」を「ことにより、地域コミュニティの活性化の推進についての役割を果たすものとする」に改め、同条第2項中「努めなければならない」を「ついでに役割を果たすものとする」に改める。

第14条の見出し中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、一団の土地を分割して建築する住宅の居住者の交流の促進について準用する。この場合において、同項中「次」とあるのは「第1号及び第2号」と、「共同住宅」とあるのは「一団の土地を分割して建築する住宅」と読み替えるものとする。